# 最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

百四十九号)(抄)(附則第六条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
--

新旧対照条文

○最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)(抄)最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (第一条関係) (傍線の部分は改正部分)

					<b></b>		
第二章 投票及び開票		。)又は同条第五項に規定する場合には、法第十四条第一項又は第二三 法第五条第三項に規定する場合(同条第四項に規定する場合を除くがある旨	れる裁判官としてその氏名を印刷する者の中に氏名に変更が生じた者は、法第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付さに規定する場合(法第十四条の二第四項に規定する場合に限る。)に	二 法第四条の二第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)一 (略)	第三条 (略) (審査に付される裁判官に関する通知事項)	第一章 総則	改正後
(点字による投票の投票用紙の調製) 第二章 投票及び開票	四 その他総務省令で定める事項 刷する者の中に審査に付される裁判官とならなかつた者がある旨 により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印	。)又は同条第五項に規定する場合には、法第十四条の規定三、法第五条第三項に規定する場合(同条第四項に規定する場合を除くがある旨	れる裁判官としてその氏名を印刷する者の中に氏名に変更が生じた者は、法第十四条の規定 に規定する場合(法第十四条の二第四項に規定する場合(法第十四条の二第四項に規定する場合に限る。)に	二 法第四条の二第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)一 審査に付される裁判官の住所、生年月日及び任命年月日事項とする。	第三条 法第五条の二第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる(審査に付される裁判官に関する通知事項)	第一章 総則	改 正 前

(削る)

(投票に関する書類の保存)

ばならない。 「第十一条第一項において同じ。」は、市町村の選挙管理委員会において 「第六条 審査の投票に関する書類(審査に用いなかつた投票用紙を含む。」 「第六条 審査の投票に関する書類(審査に用いなかつた投票用紙を含む。」

年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間) には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五間(法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合 当該書類のうち次号に掲げるもの以外のもの 審査の期日から五年

(洋上投票等をしようとする審査人に対する情報の提供)

第七条 第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行 ちを同令第五十九条の六第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票 等五十五条第六項に規定する指定船舶等をいう。)の航海の期間中に、 審査に付される裁判官の氏名及び告示番号(法第五条第一項に規定する 指定船舶等をいう。)の航海の期間中に、 を受けるがある。 をでした。 をでしたる。 をでした。 をでしたる。 をでした。 をでした。 をでした。 をでしたる。 をでしたる。 をでしたる。 をでした。 をでしたる。 をでしたる。 をでしたる。 をでした。 をでしたる。 をでしたる。 をでしたる。 をでしたる。 をでした。 をでしたる。 をで

に準じて都道府県の選挙管理委員会が調製しなければならない。 第六条 点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、別記様式

(投票に関する書類の保存)

第七条 審査の投票に関する書類

審査の期日から十年間は、は、

ばならない。

市町村の選挙管理委員会において

保存しなけれ

(新 設)

2 員に知らせなければならない。 び告示番号を知つた場合には、 八第 規定する南極地域調査組織の長は、 又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた同令第五十九条の八第 五条第七項に規定する南極地域調査組織をいう。)の同令第五十九条の 五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱 五十九条の八第三項において準用する同令第五十九条の六第四項又は第 第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第 項に規定する南極調査期間中に、 直ちにこれらを同項に規定する南極調査 当該南極地域調査組織 審査に付される裁判官の氏名及 (同令第五十 一項に

(在外公館等における在外投票に関する書類の保存)

第八条 第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行第八条 第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行第八条 第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行

2

第一号に規定する在外公館の長において保存しなければならない。 掲げる区分に応じ、 委員会の委員長に送付したもの及び第十三条の規定によりその例による 和二十五年法律第百号) こととされる同令第六十五条の八第二項の規定により総務大臣に送付し 公職選挙法施行令第六十五条の七第一項の規定により市町村の選挙管理 たものを除き、 投票に関する書類 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法 審査に用いなかつた投票用紙を含む。 当該各号に定める期間、 (第十三条の規定によりその例によることとされる 第四十九条の二第 項第一号の規定による審査 同法第四十九条の二第 じは、 次の各号に 韶

(新設)

年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間) には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五間(法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合

は当該経過する日のうちいずれか遅い日までの間) 三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間(当該訴三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間(当該訴三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間(当該訴三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間(当該訴三十八条の規定による訴訟の出訴判例を表表している。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

第九条 (略)

(削る)

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

べき者又は管掌すべき者となるものとする。すべき者又は管掌すべき者は、審査における開票管理者の職務を代理す第八条。衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者の職務を代理

(点字による投票の効力)

無効とする。無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない二審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし

審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの

四 審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの

五 審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの

### (開票に関する書類の保存)

ける投票等の保存) (数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けた場合等にお

第十一条 この条において同じ。)の選挙管理委員会)において、その協議が調わ 関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員 ない場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委 町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区 指定都市」という。)が含まれる場合には、 査の投票等」 ては、 て定めた市町村の選挙管理委員会 一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「 開票録その他審査の開票に関する書類 において、 (関係市町村に指定都市が含まれる場合には、 審査の投票及び投票録その他審査の投票に関する書類並びに審査 数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区につい と総称する。 次の各号に掲げる区分に応じ は、 関係市町村の選挙管理委員会が協議し (関係市町村に地方自治法 (第一号及び次項において 当該指定都市以外の関係市 当該各号に定める期間 (総合区を含む。 当該指定都市以外の (昭和二十 以下 審

3 点字による審査の投票に、審査に付される同一裁判官の氏名の二以上

これを一の記載とみなす。

記載があるときは、

審査の期日から十年間十条の選挙管理委員会において、十条の開票に関する書類は、市町村の選挙管理委員会において、

しなければならない。

ける投票等の保存) (数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けた場合等にお

の開票録その他審査の開票に関する書類では、審査の投票及び投票録その他審査の投票に関する書類並びに審査第十一条 数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区につい

員会 この条において同じ。)の選挙管理委員会)において、その協議が調 関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員 町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区 指定都市」という。)が含まれる場合には、 ない場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委 て定めた市町村の選挙管理委員会 一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 において、 (関係市町村に指定都市が含まれる場合には、 審査の期日 から十年間 は、 関係市町村の選挙管理委員会が協議 (関係市町村に地方自治法 当該指定都市以外の関係市 (総合区を含む。 当該指定都市以外の (昭和二十 (以 下 以下

保存しなければならない。

ら五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日かる場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から場査の投票等のうち次号に掲げるもの以外のもの審査の規票等のうち次号に掲げるもの以外のもの

は当該経過する日のうちいずれか遅い日までの間) 三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間(当該訴三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間(当該訴二 審査に用いなかつた投票用紙 審査の期日から法第三十六条又は第二

ては、審査の投票等

2 指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区につい

2

応じ、当該各号に定める期間、保存しなければならない。員会が指定した区の選挙管理委員会において、前項各号に掲げる区分に員会が指定した区の選挙管理委員会において、前項各号に掲げる区分に

(選挙の投票を行わない場合)

(削る)

(投票及び開票に関するその他の事項)

員会が指定した区の選挙管理委員会において、前項の期間の開票録その他審査の開票に関する書類は、当該指定都市の選挙管理委では、審査の投票及び投票録その他審査の投票に関する書類並びに審査指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区につい

(選挙の投票を行わない場合)

(投票及び開票に関するその他の事項)

保存しなければならない。

第十三条 投票 る。 投票の通知に関する部分を除く。 月 の告示の日の翌日 の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行うことができるものと 町村の選挙管理委員会の委員長に対して行う第一号に掲げる行為は審査 び第六項の規定による繰延開票の通知に関する部分を除く。)の例によ か、 以後直ちに行うものとする。 ただし、法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合における市 審査の投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の 市町村の選挙管理委員会の委員長が行う第二号に掲げる行為は審査 (公職選挙法施行令第四十八条第五項及び第六項の規定による繰延 法及びこの政令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほ (同項ただし書に規定する場合には、 及び開票 (同令第七十八条第五項及 審査の期日前七

· 二 (略)

投票の通知に関する部分を除く。)及び開票 投票(公職選挙法施行令第四十八条第三項及び第四項の規定による繰延か、審査の投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の第十三条 法及びこの政令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほ

日)以後直ちに行うものとする。
の告示の日の翌日(同項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七し、市町村の選挙管理委員会の委員長が行う第二号に掲げる行為は審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行うことができるものと可村の選挙管理委員会の委員長に対して行う第一号に掲げる行為は審査町村の選挙管理委員会の委員長に対して行う第一号に掲げる行為は審査の告示の選挙管理委員会の委員長に対して行う第一号に掲げる行為は審査の告示のと言い、法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合における市る。ただし、法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合における市る。

用紙及び投票用封筒の交付の請求条第二項において準用する同令第五十条第四項の規定の例による投票公職選挙法施行令第五十条第二項若しくは第五十一条第一項又は同

大票用封筒の交付又は発送 定の例による投票用紙及び 場定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合に は、審査の期日前八日)までに公職選挙法施行令第五十条第一項若し が表面では第五十九条の四第一項又は第五十九条の五の四第五項の おける同令第五十三条第一項第一項又は第五十九条の五の四第五項の おける同令第五十三条第一項第一項又は第五十九条の五の四第五項の おける同令第五十二条第一項第一項又は第五十九条の五の四第五項の おける同令第五十九条の四第一項又は第五十九条の五の四第五項の おける同令第五十九条の四第一項又は第五十九条の五の四第五項の とは第四項又は第五十九条の四第一項又は第三十九条の五の四第五項の のでは、第一項若し

第三章 審査分会及び審査会

(審査人の数の報告)

(審査人の数の報告)

第三章

審査分会及び審査会

第十四条 審査分会長は、法第二十九条の規定による報告をするときは、第十四条 審査分会長は、法第二十九条の規定による報告を報告しなければならない。

(審査分会及び審査会に関するその他の事項)

第四章 再審査

査について準用する。 第十二条 の規定は、法第四十三条第一項の規定による審

都道府県の区域内の市町村における法第八条の選挙人名簿に登録されて簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において、当該併せて、公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名第十四条 審査分会長は、法第二十九条の規定による報告をするときは、

を報告しなけ

る者の

総数

ればならない。

(審査分会及び審査会に関するその他の事項)

の任期間」とあるのは、「審査の期日から十年間 とあり、及び同条第二項中「当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間」とあり、及び同条第二項及び第三項を除く。)の規定中衆議院比例代表第二項及び第三項を除く。)の規定中衆議院比例代表第十五条 公職選挙法施行令第七章(第八十二条から第八十三条の二まで

る。

と読み替えるものとす

第四章 再審査

| 査について準用する。| 第十六条 第十二条第一項の規定は、法第四十三条第一項の規定による審

### 第五章 審査の施行に関する費用

### (審査の施行に関する費用の国庫負担)

費用は、国会の議決した予算の範囲内において、次に掲げる費用とする第十八条 法第五十一条の規定により国庫の負担する審査の施行に関する

一〜三(略)

職選挙法第四十九条第一項及び第四項の規定による 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公

兀

要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定投票に関する審査事務のため不在者投票管理者において

る公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定により行われる送信要する費用並びに法第二十六条の規定によりその例によることとされにより行われる同法第四十九条第二項に規定する郵便等による送付に

五 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第に要する費用

四十九条の二第

一項第二号の規定により行われる投票に関する費用

第五章 審査の施行に関する費用

(審査の施行に関する費用の国庫負担

費用は、国会の議決した予算の範囲内において、次に掲げる費用とする第十八条 法第五十一条の規定により国庫の負担する審査の施行に関する

に点字器の調製に要する費用とは点字器の開紙及び封筒、不在者投票証明書及びその封筒、投票箱並び

員会、投票管理者、開票管理者、審査分会長並びに審査長において要二 審査事務のため中央選挙管理会、都道府県及び市町村の選挙管理委

会場に要する費用 会場に要する費用 別目前投票所、開票所、審査分会場及び審査

する費用

要する費用及びその投票記載の場所に要する費用
れる者がする投票に関する審査事務のため不在者投票管理者において職選挙法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込ま四 審査の当日法第二十六条の規定によりその例によることとされる公

(新設)

七 六 (略)

— て「裁判官の氏名等の掲示」という。)に要する費用 て「裁判官の氏名等の掲示」という。)に要する費用 七 法第五十二条第一項の規定による掲示(次章及び第三十一条におい

八•九 (略)

第六章 裁判官の氏名等の掲示

(裁判官の氏名等の掲示)

第十九条 (略)

裁判官の 任命年月日その他総務省令で定める事項(次条第一項2 法第五十二条第一項に規定する政令で定める事項は、審査に付される

3 (略)

において

「任命年月日等」という。)とする

(裁判官が退官等した場合における裁判官の氏名等の掲示の取扱い)

法第五条の三第二項において準用する法第五条の二第三項の規定による

第二十条

市町村の選挙管理委員会は、

裁判官の氏名等の掲示をした後に

五 前条第一項に規定する費用

て「裁判官の氏名等の掲示」という。)に要する費用六 法第五十二条 の規定による掲示(次章及び第三十一条にお

七 審査公報の発行に要する費用

八 その他審査の施行に関する費用

第六章 裁判官の氏名等の掲示

(裁判官の氏名等の掲示)

衆の見やすい場所を選び、裁判官の氏名等の掲示をしなければならない査の当日までの間、一投票区につき一箇所以上、投票所の入口その他公査の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日)から審第十九条 市町村の選挙管理委員会は、審査の告示の日の翌日(法第十六。

において「掲示事項 」という。)を掲載しなければならない。 裁判官の氏名及び任命年月日その他総務省令で定める事項(次条第一項2 裁判官の氏名等の掲示には 、審査に付される

条において「審査の告示における順序」という。)によるものとする。れた審査の告示における審査に付される裁判官の氏名の順序(第二十七以上ある場合には、法第五条第二項から第五項までの規定により定めら 裁判官の氏名等の掲示の掲載の順序は、審査に付される裁判官が二人

(裁判官が退官等した場合における裁判官の氏名等の掲示の取扱い)

法第五条の三第二項において準用する法第五条の二第三項の規定による第二十条 市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に

第三十三条 2 2 (削る) の規定を除く。)は、指定都市においては区及び総合区に適用する。 ければならない。 係る審査を行わないこととなつた者の氏名及び任命年月日等を消除しな 通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示から当該通知に この政令中市に関する規定(第十一条第一項 (特別区等に対する適用) 略) 第八章 (略) 補則 2 2 別記様式 ければならない。 (略) (特別区等に対する適用) 第八章 (第六条関係) 補則

係る審査を行わないこととなつた者の掲示事項 通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示から当該通知に を消除しな

受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示に掲載している当該通 知に係る審査に付される裁判官の氏名を変更しなければならない。 条の三第三項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知を 市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五

第三十三条 この政令中市に関する規定は、特別区に適用する。

の規定を除く。)は、指定都市においては区及び総合区に適用する。 この政令中市に関する規定(第十一条第一項及び別記様式備考第

第四章 投票 (投票に関する書類の保存) (投票に関する書類の保存) (投票に関する書類 (当該選挙に用いなかつた投票用紙を含む会の議員若しくは長の任期間 (当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間) (大成の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間) (大成の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間) (大成の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間) (大成の法第二百四条若しくは第二百八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなつた日のうちいずれか遅い日までの間(同日前に当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の選挙 当該選挙の期日から当該選挙についての法第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出期間が経過する日、法第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出期間が経過する日、法第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出に対する決定若しくは第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出が終了した場合には、その終了の日までの間(同日前に当該選挙に係る関連を表記が経過しなくなつた日のうちいずれか遅い日までの間(同日前に当該選挙に係る関連を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	改正後
第四十五条 投票に関する書類 は、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間 市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。	改正前

#### 第五章の二 在外投票

# (在外公館等における在外投票に関する書類の保存)

第六十五条の九

(略)

#### 2 ては、 議員又は参議院議員の任期間(当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつ 当該選挙に用いなかつた投票用紙を含む。 までの間))、 る衆議院議員又は参議院議員の任期が終了した場合には、 したもの及び前条第二項の規定により総務大臣に送付したものを除き、 十五条の七第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の委員長に送付 しなくなつた日のうちいずれか遅い日までの間 一百八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属 **法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票に関する書類** 当該選挙の期日から当該選挙についての法第二百四条若しくは第 在外公館の長において保存しなければならない。 )は、当該選挙に係る衆議院 (同日前に当該選挙に係 その終了の目 (第六 2

#### 第五章の二 在外投票

# (在外公館等における在外投票に関する書類の保存)

員又は参議院議員の任期間、総務大臣において保存しなければならない第六十五条の九 前条第二項に規定する調書は、当該選挙に係る衆議院議

したもの及び前条第二項の規定により総務大臣に送付したものを除く十五条の七第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の委員長に送付法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票に関する書類(第六

。)は、当該選挙に係る衆議院

議員又は参議院議員の任期間

、在外公館の長において保存しなければならない。

第 百 六 条	
<b>略</b>	
	改
	H
	正
	後
道関項比項及六南す及き、十第す第ので項百	
道関項、第三十五の確認に関するのので、第三十九条の確認に関するので、第三十九条の確認に関するのが第一十九条の正式を対して、第二十九条の正式を対して、第二十五の一方ので、第二十五の一方ので、第二十五の一方ので、第二十五の一方ので、第二十五の一方ので、第二十五の一方ので、第二十五の一方ので、第二十五の一方ので、第二十五の一方ので、第三十五の一方ので、第三十五の一方ので、第三十五ので、第二十五ので、第三十五十五十五十五ので、第二十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	
域に 票 出 項 (衆 第 五 条 第 一 項 (衆 第 五 条 第 一 項 で )、 第 二 項 で で と で が ら 第 四 十 九 条 の 区 域 内 に こ で 付 関 員 の で に と で で と で で と で で と で で と で で と で で と で で と で で で で と で	
直府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。)、第四十県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。)及び第二中条第二十九条から第二十九条で、第三十五条第一項(引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。)及び第二項、第三十六条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五条、第四十四条の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項及び第七項、第五十三条第一項(引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を限る。)、第五十六条第一項(引き続き都道府県の区域内に住所を受けた者に関する部分に限る。)、第五十九条の三(同令第四位、第五項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十六条第中極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)、第五十九条の三(同令第四十九条の五項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の三(同令第四十九条の五項(別きは、第四十九条の一、第五十三条第一項及び第五項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の三、第四十九条第二項(別き続き初)の確認に関する部分に限る。)、第五十九条の三は、第二十五条第一項及び第五項(衆議院比例代表選出議員の選挙法第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第五項(未入の一)、第五十五条第一項及び第五項(本外投票に関する部分に限る。)、第五十九条の三は、第二十五条第一項及び第五項(京)、第二十五条第一項及び第五項(引き続き和)の確認は、第二十五条第一項及び第五項及び第五項(引き続き和)の確認は、第二十五条第一項及び第二項及び第五項を対対では、第二十五条第一方のでは、第二十五条第一項を対対では、第二十五条第一項を対対では、第二十五条第一項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第一項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二の区域内には、第二十五条第二項に関する部分には、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二十五条第二項を対対では、第二の区域内には、第二の区域内には、第二十五条第二列を対対では、第二十五条第二列を対対では、第二十五条第二列を対対が対対が対対が対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対	改
、	正
ででである。 ででる。 でである。 ででする。 ででする。 でです。 でです。 ででする。 ででする。 でです。 ででする。 ででな。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 でです。	
関境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前
部第一年 に の する に に の 年 年 に ら 第 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
第百六条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の確認に関する部分を除く。)及び第二項、第三十六条、第三十七条、第四十八条の五第二項及び第九項及び第九項及び第九項及び第九項、第五十二条の正式、第四十八条の三(同令第四項まで、第四十八条の三、第四十五条、第四十八条の三(同令第四項まで、第四十八条の三、第四十五条、第四十八条の三(同令第四方。)、第四十九条の三、第四十四条まで、第四十八条の三(同令第四方面がある。)、第四十八条の三、第四十八条の三(同令第四方面がある。)、第四十八条の三、同令第四方の四、第五章(第五十条の三(同令第四方。)、第四十九条の三、第四章の四、第五章(第五十条第一項からを都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。)、第五十五条第一項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。)、第五十五条第一項及び第五項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の三、同令第四方の政策と項、第五十三条第一項及び第五項(未第二項人で表第一項及び第五項(未第二項人で表第一項人で表達人名簿に関する部分に限る。)、第五十五条第一項及び第五項(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第五十九条の三第一及び第五項(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第五十五条第一項及び第五項(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第五十五条第一項及び第五項(日き続き都)、第二十五条第一項及び第五項(日き続き都)、第二十五条第一項及び第五項(日き続き都)、第二十五条第一項及び第二項(日き続き都)、第二十五条第一項及び第二項(日き続き都)、第二十五条第一項及び第二項(日き続き都)、第二十五条第一項及び第二項(日き続き都)、第二十五条第二項(日き続き都)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き都)、第二十五条第二項(日き続き都)、第二十五条第二項(日き続き都)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続き和)、第二十五条第二項(日き続)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)	

関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関 関する部分を除く。)、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条 関する部分を除く。)、第七十条の二第一項(政党その他の政治団体に 項から第六項まで、 投票に関する部分に限る。)を除く。)、第六十六条、第六十七条第 第二項及び第三項(同法第四十九条第七項から第九項までの規定によろ ことの確認に関する部分に限る。)、第五十九条の六から第五十九条の する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。)、第七十条 在者投票に関する部分に限る。)、第六十二条第二項並びに第六十三条 簿に関する部分に限る。)、同条第四項、同条第五項 第三項、 比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の五の四 五十九条の五 議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届出 十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第百八条第一項及び第三項 る部分を除く。)、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、 在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第七十六条(在外投票に関 本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条(在外投票に 及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、 の三、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五 による投票に関する部分に限る。)、第六十一条第一項(在外選挙人名 八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、 八まで、 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出 項、 第三項、 第六項及び第七項(引き続き都道府県の区域内に住所を有する 第三項、第五項、 第六十条第二項(同法第四十九条第七項から第九項までの規定 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院 第五項、 第六十八条、第六十九条 第六項、第八項、第十項、第十一項、 第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第 (政党その他の政治団体に (在外選挙人の不 第十三項 、第四項 第

(略)	(略)	(略)
	)	
	挙の区分に応じ、当	
	次の各号に掲げる選	
	票用紙にあつては、	
	挙に用いなかつた投	
	長の任期間(当該選	
	議会の議員若しくは	
	又は地方公共団体の	
の間	院議員、参議院議員	
解散の投票の結果が確定するまで	当該選挙に係る衆議	第四十五条
(略)	(略)	(略)

項、第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)及び第三項、第百項、第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)及び第二項、第二四十二条の三並びに第百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議第百四十二条の三並びに第百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議場がる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の二(同法第掲げる字句に読み替えるものとする。

政党に関する部分を除く。)、第百二十九条第一項、第百三十一条第一

(略)	第 四 十 五 条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議 院議員、参議院議員 天は地方公共団体の 議会の議員若しくは 長の任期間	(略)
(略)	の間 解散の投票の結果が確定するまで	(略)

第百十四条 関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項か ることの確認に関する部分に限る。)、第五十九条の六から第五十九条 四第三項、 院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の三第 第六項及び第七項、同条第八項及び第九項(公職選挙法第四十九条第七 有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定す 四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。)を除 との確認に関する部分を除く。)及び第二項、第三十六条、第三十七条 の八まで、 院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の五 第五十九条の五 都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。)、 項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。)、第五十六条第 る南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)、第五十五条 ら第四項まで、第四十八条の二、第四章の二(第四十八条の三(同令第 まで、第三十五条第一項 に関する部分に限る。)、第五十九条の四第三項及び第四項 続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。 一項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二 及び第七項、第五十三条第一項(引き続き都道府県の区域内に住所を 項 項及び第五項 第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿に )、第四十九条の三、第四章の四、 (在外投票に関する部分に限る。)、同条第五項 第六十条第二項(同法第四十九条第七項から第九項までの規 第六項及び第七項(引き続き都道府県の区域内に住所を有す 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議 (引き続き都道府県の区域内に住所を有するこ 第五章(第五十条第五項 (在外選挙人名簿 (引き続き

関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。)、第七十 第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、 項及び第十五項、 第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十二 五第一項、 条の三、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の 第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。) 出政党に関する部分を除く。)、第百二十九条第一項、第百三十一条第 出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届 に関する部分を除く。)、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条 に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に に関する部分を除く。)、第七十条の二第一項 条第二項及び第三項(同法第四十九条第七項から第九項までの規定によ 名簿に関する部分に限る。)、同条第四項、 よる投票に関する部分に限る。 百三十一条の二、第百四十二条第一項 八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第百八条第一項及び第三 する部分を除く。)、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで、 る投票に関する部分に限る。)を除く。)、第六十六条、 不在者投票に関する部分に限る。)、第六十二条第二項並びに第六十三 定による投票に関する部分に限る。)、第六十一条第一項 項から第六項まで、第六十八条、第六十九条(政党その他の政治団体 項、 (在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第七十六条(在外投票に関 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選 第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条(在外投票 第三項、 (在外選挙人名簿に関する部分を除く。) 及び第三項、 第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、 第五項、第六項、第八項及び第十項、 )及び第二項、 (同法第四十九条第一項の規定に 同条第五項 第百四十二条の二(同法 (政党その他の政治団体 (在外選挙人の 第六十七条第 第七十条の六 (在外選挙人

第百十七条

(略)

(略)	第	(略)
<u>п</u> )	第 四 十 五 条	#U)
(鮥)	当該選挙に係る衆議 門無にあつては、 長の任期間(当該選 様に用いなかつた投 がの各号に掲げる選 がの各号に定める期間 「該各号に定める期間	(略)
(略)	の間 の 投票の結果が確定するまで	(略)

、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。おいて、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合に、第百四十二条の三、第百四十四条並びに第百四十六条の規定は、普通

略)	第 四 十 五 条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議当該選挙に係る衆議員、参議院議員、参議院議員長の任期間	(略)
(略)	解職の投票の結果が確定するまで	(略)

との確認に関する部分を除く。)及び第二項、第三十六条、第三十七条まで、第三十五条第一項(引き続き都道府県の区域内に住所を有するこ二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二第百十七条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第

関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項か 院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の五 都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。)、 院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の三第 項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。)、第五十六条第 第六項及び第七項、同条第八項及び第九項 四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。)を除 ら第四項まで、第四十八条の二、第四章の二(第四十八条の三(同令第 条第二項及び第三項 定による投票に関する部分に限る。)、第六十一条第一項 ることの確認に関する部分に限る。)、第五十九条の六から第五十九条 四第三項、 第五十九条の五 に関する部分に限る。)、第五十九条の四第三項及び第四項(引き続き る南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)、第五十五条 有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規定す 続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。 る投票に関する部分に限る。)を除く。)、第六十六条、第六十七条第 不在者投票に関する部分に限る。)、第六十二条第二項並びに第六十三 名簿に関する部分に限る。)、同条第四項、 の八まで、第六十条第二項(同法第四十九条第七項から第九項までの規 項 項及び第五項 及び第七項、第五十三条第一項(引き続き都道府県の区域内に住所を 第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿に )、第四十九条の三、第四章の四、 (在外投票に関する部分に限る。)、同条第五項 第六項及び第七項(引き続き都道府県の区域内に住所を有す (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議 (同法第四十九条第七項から第九項までの規定によ 第五章 (公職選挙法第四十九条第七 同条第五項 (第五十条第五項(引き (在外選挙人名簿 (在外選挙人の (在外選挙人

項 第 関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。)、第七十 掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に 出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者届 第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第 項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条(在外投票 項及び第十五項、 五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六 条の三、 に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に 掲げる字句に読み替えるものとする。 長の解職の投票について準用する。この場合において、 第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。) 出政党に関する部分を除く。)、第百二十九条第一項、 八十六条第一項、 する部分を除く。)、第七十七条、第七十八条第一項から第四項まで に関する部分を除く。)、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条 よる投票に関する部分に限る。)及び第二項、第百四十二条の二(同法 百三十一条の二、第百四十二条第一項 一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条 項、 (在外選挙人名簿に関する部分を除く。) 、第七十六条 第百四十二条の三並びに第百四十六条の規定は、普通地方公共団体の .関する部分を除く。) 、第七十条の二第一項 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選 項、 第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)及び第三項、 第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、 第三項、 第八十七条第一項、第十章、第百八条第一項及び第三 第七十条の七第一項本文、第二項本文、 第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十三 (同法第四十九条第一項の規定に (政党その他の政治団 (政党その他の政治団体 次の表の上欄に 第百三十一条第 (在外投票に関 第三項、 第七十条の

第百八十四条 (略)

(略)	第 四 十 五 条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議当該選挙に係る衆議当該選挙に係る衆議員、参議院議員を受けるの任期間(当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、票用紙にあつては、票用紙にあつては、票用紙にあつては、がの各号に定める期間をの区分に応じ、当該各号に定める期間	(略)
(略)	解職の投票の結果が確定するまで	(略)

第四十五条|当該選挙に係る衆議

院議員、参議院議員

の間

解職の投票の結果が確定するまで

(略)

略)

(略

第百八十四条 四条の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五条、第四 県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。)及び第一 三十一条から第三十四条の二まで、 る。)を除く。)、第四十九条の三、第四章の四、 三(同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限 二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第 十六条、第四十八条第一項から第四項まで、第四章の二(第四十八条の 略 第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十 公職選挙法施行令第九条の二、第十条の二、第二十二条の 長の任期間 議会の議員若しくは 又は地方公共団体の 略 第三十五条第一項 略 第五章(第五十条第 (引き続き都道府

五項 第五十九条の八まで、第六十条第二項(同法第四十九条第七項から第九 限る。)、第五十九条の五(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部 項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)、 内に住所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第 分に限る。)及び第七項、 第四項まで、 在外投票に関する部分を除く。)、第七十七条、第七十八条第一項から 六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第七十条の三、第七十一 外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。)、第六十二条第二項並び 在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、同条第四項、同条第五項(在 項までの規定による投票に関する部分に限る。)、第六十一条第一項( 住所を有することの確認に関する部分に限る。)、第五十九条の六から 九条の五の四第三項、 分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十 選挙人名簿に関する部分に限る。)、第五十九条の四第三項及び第四項 五十六条第一項及び第五項 第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項 の規定による投票に関する部分に限る。)を除く。)、第六十六条、第 に第六十三条第二項及び第三項(同法第四十九条第七項から第九項まで 九条の三第一項(在外投票に関する部分に限る。)、同条第五項(在外 分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十 十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。)、第 (引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に 第七十五条(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第七十六条 (在外投票に関する部分を除く。)、第七十二条から第七十四条まで (引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部 第八十条、第八十一条、第八十三条の二から第八十五条ま 第六項及び第七項(引き続き都道府県の区域内に 第五十三条第一項 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部 (引き続き都道府県の区域 (公職選挙法第四

(略)	(略)	(略)
	)	
	該各号に定める期間	
	挙の区分に応じ、当	
	次の各号に掲げる選	
	票用紙にあつては、	
	挙に用いなかつた投	
	長の任期間(当該選	
	議会の議員若しくは	
	又は地方公共団体の	
の間	院議員、参議院議員	
賛否の投票の結果が確定するまで	当該選挙に係る衆議	第四十五条
(略)	(略)	(略)

で、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第百二十九条第一

第百三十一条第一項、第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く

(略)	第 四 十 五 条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議当該選挙に係る衆議員、参議院議員、参議院議員	(略)
(略)	賛否の投票の結果が確定するまで	(略)

第一 。)、第五十九条の五 条第一 限る。)を除く。)、第四十九条の三、第四章の四、 第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第百四条に関する部分に き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る 第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。)、第五十六 五条第六項及び第七項、 定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)、第五十 第五項及び第七項、 から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二(第四十八条の三(同令 ことの確認に関する部分を除く。)及び第二項、第三十六条、 名簿に関する部分に限る。)、第五十九条の四第三項、 三第一項(在外投票に関する部分に限る。)、同条第五項 参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の 所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規 に関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項 条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿 条まで、第三十五条第一項 及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四 一百十三条の五 一項及び第五項 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一 第五十三条第一項 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及 同条第八項及び第九項 (引き続き都道府県の区域内に住所を有する (引き続き都道府県の区域内に住 (公職選挙法第四十九条 第五章(第五十条 同条第四項 (在外選挙人 第三十七 項

び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条

住所を有することの確認に関する部分に限る。)、第五十九条の六から

項までの規定による投票に関する部分に限る。)、第六十一条第一項(

第五十九条の八まで、

第六十条第二項

(同法第四十九条第七項から第九

五の四第三項、

同条第六項及び第七項

(引き続き都道府県の区域内に

三項 外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。)、第六十二条第二項並び 四項まで、 第七十五条(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第七十六条 六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条(政党その他 に第六十三条第二項及び第三項(同法第四十九条第七項から第九項まで 第百三十一条の二、第百四十二条第一項 届出政党に関する部分を除く。)、第百二十九条第一項、 選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者 条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第百八条第一項及び第 外投票に関する部分を除く。)、第七十七条、第七十八条第一項から第 三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条 第七十条の五第一項、 出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。 の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届 の政治団体に関する部分を除く。)、第七十条の二第一項(政党その他 の規定による投票に関する部分に限る。)を除く。)、第六十六条、 在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、同条第四項、同条第五項 法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。 による投票に関する部分に限る。)及び第二項、第百四十二条の二(同 七十条の六第一項、 、第百四十二条の三並びに第百四十六条第二項の規定並びに都道府県 、第七十条の三、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項 (在外投票に関する部分を除く。)、第七十二条から第七十四条まで 第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表 第二項 第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五 (在外選挙人名簿に関する部分を除く。)及び第三項 第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一 第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、 (同法第四十九条第一項の規定 第百三十一条 第

2

(略)

(略)	(略)	(略)
	次の各号に掲げる選	
	票用紙にあつては、	
	挙に用いなかつた投	
	長の任期間(当該選	
	議会の議員若しくは	
	又は地方公共団体の	
の間	院議員、参議院議員	
解散の投票の結果が確定するまで	当該選挙に係る衆議	第四十五条
(略)	(略)	(略)

れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。て、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合におい道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。)の規項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項(引き続き都の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五

(略)	第 四 十 五 条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議との議員、参議院議員、参議院議員、参議院議員をの任期間とは、おいるのは、はいるのは、おいるのは、おいるのは、おいるのは、おいるのは、おいるのは、はいる	(略)
(略)	解散の投票の結果が確定するまで	(略)

の選挙に関する部分は広域連合の議会の解散の投票に関する規定、都道の規定を準用する場合には、同令の規定中都道府県の議会の議員及び長2 前項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法施行令

第二百十四条の四 (略)

第二号を除く。)は広域連合の選挙管理委員会に関する規定とみなす。府県の選挙管理委員会に関する部分(同令第五十五条第二項及び第四項

第二百十四条の四 び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条 第五項及び第七項、第五十三条第一項(引き続き都道府県の区域内に住 限る。)を除く。)、第四十九条の三、第四章の四、第五章(第五十条 ことの確認に関する部分を除く。)及び第二項、第三十六条、第三十七 住所を有することの確認に関する部分に限る。)、第五十九条の六から き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る 参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の 条第一項及び第五項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び 第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。)、第五十六 五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項(公職選挙法第四十九条 定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)、第五十 第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第百四条に関する部分に から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二(第四十八条の三(同令 に関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項 条まで、第三十五条第一項(引き続き都道府県の区域内に住所を有する 名簿に関する部分に限る。)、第五十九条の四第三項、同条第四項(引 所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規 及び第一 五の四第三項、 第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿 項 第五十九条の五 項、 (在外投票に関する部分に限る。)、同条第五項 第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四 同条第六項及び第七項 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及 (引き続き都道府県の区域内に (在外選挙人

条まで、 四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五 外投票に関する部分を除く。)、第七十七条、第七十八条第一項から第 六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条(政党その他 外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。)、第六十二条第二項並び 項までの規定による投票に関する部分に限る。)、第六十一条第一項( 第五十九条の八まで、第六十条第二項 による投票に関する部分に限る。)及び第二項、第百四十二条の二(同 第百三十一条の二、第百四十二条第一項 届出政党に関する部分を除く。)、第百二十九条第一項、 選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者 第七十五条(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第七十六条 三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条 第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、 出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。 の政治団体に関する部分を除く。)、第七十条の二第一項 在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、同条第四項、同条第五項(在 三項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表 七十条の六第一項、 の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届 の規定による投票に関する部分に限る。)を除く。)、第六十六条、 に第六十三条第二項及び第三項(同法第四十九条第七項から第九項まで (在外投票に関する部分を除く。)、第七十二条から第七十四条まで、 第七十条の三、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項 第十三項及び第十五項、 第八十六条第一項、 一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)及び第三項 第三項、 第七十条の七第一項本文、第二項本文、 第八十七条第一項、第百八条第一項及び第 第五項、第六項、第八項、第十項、第十一 (同法第四十九条第七項から第九 (同法第四十九条第一項の規定 第百三十一条 (政党その他 第 第

当該選挙に係る衆議 解職の投票の結果が確定するまで 院議員、参議院議員 の間 又は地方公共団体の 長の任期間 (当該選 挙に用いなかつた投 票用紙にあつては、 等の区分に応じ、当 該各号に定める期間	(略)	(略)
·		
·	談各号に定める数	- 1.1
·	挙の区分に応じ、	
·	次の各号に掲げる	
	票用紙にあつては、	
·	筝に用いなかつも	
	長の任期間(当ま	
	議会の議員若しん	-226
	又は地方公共団は	
	阮議員、参議院詳	
	当該選挙に係る空	第四十五条
(略)	(略)	(略)

法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。法第四十九条第七項及び第五十九条の五の四第三項(引き続き都項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項(引き続き都項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項(引き続き都定は、広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
ı		
1 1	長の任期間	
10.	議会の議員若しくはの	
の 間	に議員、参議院議員 に	
解職の投票の結果が確定するまで	当該選挙に係る衆議	第四十五条
(略)	(略)	(略)

第二百十五条の四 三第一 び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条 第五項及び第七項、第五十三条第一項 限る。)を除く。)、第四十九条の三、第四章の四、第五章(第五十条 ことの確認に関する部分を除く。)及び第二項、第三十六条、第三十七 住所を有することの確認に関する部分に限る。)、第五十九条の六から の五の四第三項、 き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る 参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の 条第一項及び第五項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び 第七項及び第九項の規定による投票に関する部分に限る。)、第五十六 五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項(公職選挙法第四十九条 定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)、第五十 第四十九条の五第二項、 から第四項まで、第四十八条の二、第四章の二(第四十八条の三(同合 名簿に関する部分に限る。)、第五十九条の四第三項、同条第四項(引 所を有することの確認に関する部分及び同令第五十九条の七第一項に規 に関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項 条まで、第三十五条第一項(引き続き都道府県の区域内に住所を有する 第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿 項 第五十九条の五 (在外投票に関する部分に限る。)、同条第五項 第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四 同条第六項及び第七項 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項 (衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及 第九十三条第一項及び第百四条に関する部分に (引き続き都道府県の区域内に住 (引き続き都道府県の区域内に (在外選挙人

第五十九条の八まで、第六十条第二項(同法第四十九条第七項から第九

項までの規定による投票に関する部分に限る。)、第六十一条第一項(

在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、同条第四項、

同条第五項(在

第一項、 条まで、 四項まで、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五 六十七条第一項から第六項まで、第六十八条、第六十九条(政党その他 に第六十三条第二項及び第三項(同法第四十九条第七項から第九項まで 外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。)、第六十二条第二項並び の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二並びに第五十条第五 第百三十一条の二、第百四十二条第一項 届出政党に関する部分を除く。)、第百二十九条第一項、 選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分及び候補者 外投票に関する部分を除く。)、第七十七条、第七十八条第一項から第 第七十五条(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第七十六条 三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八、第七十一条 第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第 の政治団体に関する部分を除く。)、第七十条の二第一項 の規定による投票に関する部分に限る。)を除く。)、第六十六条、第 法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。 による投票に関する部分に限る。)及び第二項、第百四十二条の二(同 三項(衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表 七十条の六第一項、 出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。 の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届 、第百四十二条の三並びに第百四十六条第二項の規定並びに都道府県 (在外投票に関する部分を除く。)、第七十二条から第七十四条まで、 第七十条の三、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項 第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、 第八十六条第一項、第八十七条第一項、第百八条第一項及び第 第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)及び第三項 第三項、 第五項、第六項、第八項、第十項、第十一 (同法第四十九条第一項の規定 第百三十一条 (政党その他

(略)	第 四 十 五 条	(略)
(略)	当該選挙に係る衆議当該選挙に係る衆議当該選挙に係る衆議員、参議院議員をの任期間(当該選長の任期間(当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、票用紙にあつては、票用紙にあつては、事用紙にあつては、事用紙にあつては、事用紙にあつては、事用紙にあつては、事の区分に応じ、当該各号に定める期間	(略)
(略)	解職の投票の結果が確定するまで	(略)

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において原、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項(引き続き都項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項(引き続き都

略)	第 四 十 五 条	(略)
(略)	第四十五条 当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員 長の任期間	(略)
(略)	の間 の間 の投票の結果が確定するまで	(略)

(略) (略) (略)

五条 替えるものとする。 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み 関する部分に限る。)、第百二十五条の四、第百二十九条第一項、 分に限る。)、第七十七条第一項及び第三項、第七十八条第四項、 員及び長の選挙に関する部分に限る。)並びに第八項から第十五項まで 第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票に 係る部分を除く。)、 条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十 分を除く。)及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項 職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部 ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定 法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除 第百四十一条の二第一項、 十六条第一項、 に関する部分に限る。)、第八十三条の二から第八十四条まで、 十条及び第八十一条(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙 六条まで(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部 一十九条の八、第百三十一条(第一項後段を除く。)、第百三十八条、 第六十七条第一項、第二項、第五項及び第六項、第六十八条、第七十 第六十条、第六十一条第一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。 )及び第二項、 第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第二項、 第二項及び第三項、同条第五項(同条第四項に関する部分を除く。 (市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第11 第八十七条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に 第百四十二条の二(第一項第十一号及び第十二号に 第百四十二条の三、第百四十五条、 第百四十一条の三、第百四十二条第一項 同条第三項 第百四十六条 第八十 第百 第八 **公**公

(略) (略) (略)

略)		第四十五条
(略)	当該選挙に係る衆議 院議員、参議院議員 院議員、参議院議員 及は地方公共団体の 長の任期間(当該選 挙に用いなかつた投 学の区分に応じ、当 がの各号に掲げる選 がの各号に定める期間	書類(当該選挙
(略)	合併協議会設置協議についての投票の結果が確定するまでの間	ての投票書類(合併協議会設置協議につい

(略)	第四十五条
(略)	当該選挙に係る衆議 院議員、参議院議員 又は地方公共団体の 議会の議員若しくは
(略)	京の結果が確定するまでの間票の結果が確定するまでの間

○大都市地域における特別区の設置に関する法律施行。
令金金
平成二
一十五年政令第四十二号)
沙
(附則第五条関係)
(傍線の部分は改五

正部分)

改 正 後 改 正 前

(公職選挙法施行令の準用)

第八条

、公職選挙法施行令の準用

第八条 十五条、 び第百四条の項に係る部分に限る。 条の三(同条の表第四十九条の五第二項の項、第九十三条第一項の項及 び第七項に係る部分を除く。 る。)及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条 第四十九条の十二第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。 まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、 三十五条第一項 条の四 の四第一 十九条の二、 第五十三条第一 及び第六項から第八項までを除く。 第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、第二十二条の二、第二十 項、 一十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、 )及び第二項、 第五十条(第五項及び第七項を除く。)、第五十一条、第五十二条、 公職選挙法施行令 同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限 (市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第 一項及び第二項、 第四十六条第四項、 第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、 第五十九条の三の二第一項、 第二項、 項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限 (市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る 第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条 第四項及び第五項、 第二十五条から第二十六条の三まで、 (昭和二十五年政令第八十九号)第九条の二、 )、第五十六条から第五十八条まで、第五 第四十八条第四項、 )、第四十九条の三、 並びに第四十九条第二項、 第五十九条の四第一項及び第 同条第六項及び第七項(これ 第四章の二 (第四十八 第五十九条の五 第四章の四 (第六項及 第二十六 第三項 第四 第

(略) (略) (略)

びに別表第一の規定は、法第七条第一項の規定による投票について準用 び第十二号に係る部分を除く。 関する部分に限る。)、第八十六条第一項、第八十七条第一項 から第八十四条まで、第八十五条(市町村の議会の議員及び長の選挙に 村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第八十三条の二 及び第一 びに第八項から第十五項まで、 らの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも する。この場合において、 する部分を除く。)及び第二項、 条第一項(同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に閏 を除く。)、第百四十一条の二第一項、第百四十一条の三、第百四十二 議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第七十七条第一項及び第三 六十五条、第六十六条第二項、第六十七条第一項、第二項、第五項及び 第四項に関する部分を除く。)、第六十二条第一項、第六十三条第一項 とする。 の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第百二十五条の四 まで、第七十四条から第七十六条まで(これらの規定中市町村の議会の 第六項、 の規定による投票に関する部分を除く。)及び第四項、第六十四条、 人名簿に関する部分を除く。)、第二項及び第三項、同条第五項 第百二十九条第一項、 第七十八条第四項、第八十条及び第八十一条(これらの規定中市町 第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条 同条第三項(公職選挙法第四十九条第七項から第九項まで 第百二十九条の八、第百三十一条 次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中 )、第百四十二条の三、第百四十五条並 第六十条、第六十一条第一項(在外選挙 第百四十二条の二(第一項第十一号及 (第一項後段 (市町村 (同条 ) 並 第

(略) (略) (略)

略)		第四十五条
(略)	当該選挙に係る衆議 院議員、参議院議員 院議員、参議院議員 長の任期間(当該選 学に用いなかつた投 学の区分に応じ、当 がの各号に掲げる選 学の区分に応じ、当	書類(当該選挙
(略)	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間	票書類(特別区の設置についての投

(略)	第四十五条
(略)	当該選挙に係る衆議 院議員、参議院議員 及は地方公共団体の 議会の議員若しくは
(略)	果が確定するまでの間

九八。七、六	る投票における在外投票の実施に関すること。 - る投票五 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に係 - 五 日本	四 在外選 (領事局の所掌事務) (領事局の所掌事務) (領事局の所掌事務) (領事局の所掌事務) (領事局の) (領事局の) (領事局の) (領事局の)	改 正 後
一 査証に関すること。 海外における邦人の法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及 が増進に関すること(経済局及び身体の保護その他の安全に関すること 。 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること 。 方分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書 の内外にわたる証明に関すること。 本外における邦人の法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及 が増進に関すること。	る投票における在外投票の実施に関すること。    の国民の承認に係日本国憲法改正	四 在外選挙の実施に関すること。	改正前

(政策課の所掌事務

第八十五条 <u>~</u> 五 (略) 政策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

(政策課の所掌事務

十三 第二号から前号までに掲げるもののほか、海外における邦人及び

在日外国人に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。

ること。

第八十五条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

領事局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

海外における邦人に係る外交政策に関すること(海外邦人安全課の

所掌に属するものを除く。)。

交渉及び協力に関すること(海外邦人安全課及び旅券課の所掌に属す 海外における邦人に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との

るものを除く。)。

兀 の参加及び国際機関等との協力に関すること(海外邦人安全課及び旅 海外における邦人に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等へ

券課の所掌に属するものを除く。)。

六 在外選挙の実施に関すること。

五.

日本国憲法改正

の国民の承認に係

る投票における在外投票の実施に関すること。

び増進に関すること(経済局及び国際協力局並びに海外邦人安全課の 海外における邦人の法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及

所掌に属するものを除く。)。

七~十三

(略)

る投票における在外投票の実施に関すること。

最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に係

その実施に関すること(海外邦人安全課及び旅券課の所掌に属するも のを除く。)。 海外における邦人に関する条約その他の国際約束の締結の準備及び

九 海外における邦人の身分関係事項に関すること。

身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書

41 -

の内外にわたる証明に関すること。

する対外関係事務の処理及び総括に関すること(海外邦人安全課及び

旅券課の所掌に属するものを除く。)。

十二 海外交流審議会の庶務に関すること。 十一 海外移住に関すること。 十三 第三号から前号までに掲げるもののほか、海外における邦人に関